

学校いじめ防止基本方針

岩手県立釜石高等学校

I いじめの防止等のための対策に関する基本的な考え方

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。また、最近のインターネットを介した、いわゆる「ネット上のいじめ」は、いじめを一層複雑化、潜在化させている。

いじめの問題の多くは、学校生活に関わる人間関係のもつれに起因しているため、いじめの根絶に向けて、教職員と生徒、生徒同士及び教職員と保護者等が人間関係をどう築いていくかということを学校経営の機軸に据え、学校が一丸となって、心の通い合う教育実践をより一層充実させていく必要がある。

岩手県立釜石高等学校では、「文礼一如」の教育理念のもと、礼節と学業を尊ぶ校風の樹立をめざしつつ、生徒一人ひとりの尊厳と人権が尊重される学校づくりを推進することを目的に、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）第 13 条の規定に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、岩手県立釜石高等学校いじめ防止基本方針を策定する。

2 いじめの定義

本基本方針における「いじめ」については、法第 2 条に基づき、次のとおり定義する。

「いじめ」とは、「生徒に対して、当該生徒が在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめを受けた生徒の立場に立つことが必要であり、いじめの具体的な態様として、以下のようなものが考えられる。

- (1) 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- (2) 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- (3) 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- (4) ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- (5) 金品をたかられる。
- (6) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- (7) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。

(8) パソコン、携帯電話やスマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

3 いじめの基本認識

- (1) いじめは人権侵害であり、いかなる理由があっても許される行為ではない。
- (2) いじめは人間関係のトラブルを機序としているため、いじめを受けた側及びいじめを行った側の生徒並びにそれを取り巻く集団等に対し、適切な指導と支援が必要である。
- (3) いじめは教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- (4) いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- (5) いじめは学校、家庭及び地域社会等すべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- (6) いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触することがある。

4 いじめの解消の定義

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ① いじめに関わる行為が止んでいること
(いじめが止んでいる状態が3ヶ月以上継続していること)
- ② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと
(被害生徒本人、保護者等と面談等により確認する)

「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒について、日常的に注意深く観察する必要がある。

II いじめの未然防止のための取組

1 教職員による指導について

- (1) 学級や学年、学校が生徒の心の居場所となるよう配慮し、安全・安心な学校生活を保障するとともに、生徒が互いの個性を認め合えるような学びの場を通じて、他の人の喜びや痛みへの想像力を育て、一人ひとりをいじめに向かわせないための素地づくりに取り組む。
- (2) 自己有用感や自尊感情を育むため、生徒一人ひとりが活躍し、自分や他人の大切さに気づき、認められる場のある教育活動を推進する。
- (3) すべての教職員がわかりやすい授業を心がけ、基礎基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感をもたせる。併せて、教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- (4) 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人関係能力を養うため、すべての教育

活動を通じて、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

- (5) いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な処置として、道徳、学級活動等の充実に努めるとともに、全校集会の際に、適宜いじめ防止に関わる講話を盛り込む。
- (6) 保護者等、地域住民及びその他の関係者への情報発信や広報活動をもとに、連携強化を図りつつ、いじめ防止に資する生徒が自主的に行う生徒会活動に対する支援を行う。

2 生徒に培う力とその取組

- (1) 生徒自らが、コミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加し、活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- (2) 自分も他人も共にかけがえのない命を与えられ、生きていることを理解し、他者に対して温かい態度で接することができる思いやりの心を育む。
- (3) 学級活動や生徒会活動等を活用して、生徒自身がいじめの問題の解決に向けてどう関わったらよいかを考え、主体的に取り組もうとする力を育む。
- (4) 学級の諸問題について話し合っ解決する活動を通じて、望ましい人間関係や社会参画の態度を育むとともに、違いや多様性を越えて合意形成する言語能力の育成を図る。
- (5) 「心とからだの健康観察」を活用した心のサポート授業等を通じて、生徒一人ひとりのセルフケアやストレスマネジメントの力を高める。

3 いじめの防止等の対策のための組織

法第22条に基づき、本校におけるいじめの防止等に関する取組を実効的に行うため、いじめ対策委員会を設置し、組織的な対応を行う。

(1) 構成員

校長、副校長、指導教諭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、学年主任、教育相談担当者及び養護教諭
その他校長が必要と認める者

(2) 取組内容

- ① 学校いじめ防止基本方針が適切に機能しているか、いじめ対策委員会で点検し、必要に応じて見直しを行う。
- ② いじめの疑いがあるときには、速やかに情報を収集し、いじめか否かの判断を行う。
- ③ いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりに向け、年間の学校教育活動全体を通じて未然防止、早期発見、事案対処の取組及び校内研修を行う。
- ④ いじめ防止に係る生徒の自主的な活動を推進する。
- ⑤ アンケート及び教育相談を実施し、いじめ対策委員会への結果の報告を行う。
 - ア いじめの疑いに係る情報の収集と記録、共有を行う。
 - イ いじめの疑いに係る情報があつた際に、関係生徒への事実関係の聴き取り、指導や支援の体制・対応方針の決定及び保護者等との連携等を行うための中核となる。
 - ウ 重大事態が疑われる事案が発生した際に、その原因がいじめにあるかを判定する。
- ⑥ いじめ対策委員会の存在と活動内容を、生徒、保護者等、関係機関及び地域に周知

する取組を行う。

- ⑦ いじめを受けた生徒を徹底して守り通し、事案を迅速かつ適正に解決する相談・通報の窓口であると生徒から認識されるよう努める。

(3) 開催時期

月1回、定例会を開催するとともに、いじめが疑われる事案の発生時は緊急開催し、事態の収束まで随時開催する。

4 生徒の自主的な取組

- (1) 生徒会による「いじめ撲滅運動」等の取組
- (2) いじめ防止ポスターの作成
- (3) 好ましい人間関係づくりをねらいとした生徒会行事等の実施

5 家庭・地域との連携

- (1) 学校いじめ防止基本方針を、ホームページに掲載するなどして広報活動に努める。
- (2) P T Aの各種会議で、いじめの実態や指導方針について説明する機会を設ける。
- (3) いじめ防止等の取組について、学級通信や学年通信を通じて保護者等に協力を呼びかける。また、保護者等からの情報・意見を受けやすい体制づくりを進める。
- (4) 保護者等や地域住民に学校の教育活動を公開する。

6 教職員研修

いじめの防止等のための対策に係る校内研修を年間計画に位置づけて実施し、教職員の資質向上を図る。

- (1) いじめ問題に係る校内研修会 年2回(6月、12月)
- (2) いじめ問題への取組についての自己診断 年2回(7月、1月)
- (3) 教育センター等における校外研修(人権教育、教育相談、生徒指導及び特別支援教育の領域等)への積極的な参加

Ⅲ いじめの早期発見のための取組

1 いじめの早期発見のために

- (1) いじめや人間関係のトラブルは大人が気づきにくく判断しにくい形で行われる場合が多いことを踏まえ、生徒が相談しやすいよう、日頃から教職員と生徒が信頼関係を築くように心がける。
- (2) 日常の観察については、いじめ行為の発見だけでなく、生徒の表情や行動の変化等の危険信号を見逃さないように配慮する。また、授業中はもとより、部活動や休み時間、放課後においても生徒の様子に目を配るよう努める。
- (3) 遊びやふざけあいのように見えるいじめ、部活動の練習のふりをして行われるいじめなど、把握しにくいいじめについても、教職員間で情報交換・共有をしながら発見に努める。
- (4) いじめの兆候に気づいたときは、教職員が、速やかに予防的介入を行う。

- (5) 定期的なアンケート調査や聴き取り調査、教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
- (6) 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

2 いじめアンケート及び教育相談の実施

いじめを早期に発見するため、生徒や保護者等からの情報収集を定期的に行う。

- (1) 生徒を対象としたアンケート調査 年4回（6月、9月、11月、2月）
- (2) 保護者等を対象としたアンケート調査 年2回（6月、11月）

3 相談窓口の紹介

いじめられている生徒が、教職員や保護者等に相談することは、非常に勇気がいる行為である。いじめを大人に打ちあけることによって、場合によっては、いじめがエスカレートする可能性があることを十分に認識し、その対応について細心の注意を払うこととする。

いじめの兆候を発見したときは、関係する教職員で速やかに情報を共有し、適切な対応を行う。

本校におけるいじめの相談窓口を下記のとおりとする。【学校 0193-23-5317】

- 日常のいじめ相談（生徒及び保護者等）・・・・・・教職員全員が対応
- スクールカウンセラーの活用 ・養護教諭・教育相談コーディネーター
- 地域からのいじめ相談窓口 ・副校長
- インターネットを通じて行われるいじめ相談 ・学校又は所轄警察署
- ※釜石市教育委員会教育相談室 ・0193-22-8834
- ※24時間子供SOSダイヤル（県教委）・・・・・・019-623-7830（24時間対応）

IV いじめの問題に対する早期対応

1 いじめに対する措置の基本的な考え方

- (1) いじめを発見したり通報を受けたりした場合は、一部の教職員が抱え込まず速やかにいじめ対策委員会で情報共有し組織的な対応を行う。
- (2) いじめの事実を確認した場合は、被害生徒の生命・身体の尊重を最優先に考えて守り通すとともに、加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導に当たる。
- (3) いじめの問題の解決に当たっては、謝罪や責任を問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。
- (4) 教職員全員の共通理解のもと、保護者等の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し対応に当たる。

2 いじめの発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめを発見した場合は、その場でいじめの行為を止めさせ、事実関係を明らかにする。
- (2) いじめを発見したり、通報を受けたりした場合は、速やかにいじめ対策委員会を開催

し、教職員全員の共通理解のもと、役割分担をして問題の解決に当たる。

- (3) いじめの事案について、生徒指導の範疇で対応する事案であるか、警察への通報を要する事案であるかを適切に判断する。
- (4) いじめを受けた生徒や保護者等の立場に立ち、関係者からの情報収集を綿密に行い、事実確認をする。
- (5) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒及びその保護者等に対する支援と、いじめを行った生徒への指導及びその保護者等への助言を継続的に行う。保護者等の不安や怒りには誠実に対応し、信頼関係を構築する。
- (6) いじめを受けた生徒が学校生活に不安を抱えている場合、複数の教職員で見守りを行うなど、生徒の安全を確保する。また、いじめを受けた生徒が安心して教育を受けるために必要があると認められるときは、保護者等と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習させるなどの措置を講じる。
- (7) いじめを受けた生徒の心を癒すために、また、いじめを行った生徒が適切な指導を受け、学校生活に適応していくために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を図りながら指導を行う。
- (8) 教育上必要があると認めるときは、学校教育法施行規則第 26 条の規定に基づき、適切に、生徒に懲戒を加える。

3 いじめが起きた集団への対応

- (1) いじめを見ていた生徒に対して、自分の問題として捉えさせる。
- (2) いじめが起きた集団に対しては、学級等当該集団での話し合いや個人面談を行うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、当該集団から根絶しようという態度を育成する。
- (3) すべての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを行えるよう、教職員全員で支援する。

4 警察との連携

犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、岩手県教育委員会及び所轄警察署と連携して対処する。

5 ネットいじめへの対応

- (1) インターネット等を通じて行われるいじめを発見したり、通報を受けたりした場合はいじめ対策委員会で情報を共有するとともに、被害の拡大を避けるため、岩手県教育委員会と連携し、直ちにネット管理者やプロバイダー等にネット上の不適切な書き込み等の削除を求める。
- (2) 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄の警察署に通報し、適切な援助を求める。
- (3) インターネットの利用環境については、パソコン、携帯電話やスマートフォン等が大

部分であることから、保護者等の協力を得る。

V 重大事態への対処

1 重大事態とは

本基本方針における「重大事態」については、法第 28 条に基づき、次のとおり定義する。

- (1) いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- (2) いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

【想定例】①自殺を企図した場合

②身体に重大な傷害を負った場合

③金品等に重大な被害を被った場合

④精神性の疾患を発症した場合

⑤年間 30 日を目安として、生徒が一定期間連続して欠席しているような場合

2 重大事態の報告

- (1) 学校は、重大事態が発生した場合、速やかに岩手県教育委員会を通じて知事に報告する。
- (2) 生徒や保護者等から、重大事態の申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。なお、生徒や保護者等から、重大事態の申立てを受けたが、学校が生徒へのいじめの事実等を確認できていない場合には、必要に応じて、まず、学校いじめ対策委員会による調査を実施し、事実関係の確認を行う。

3 重大事態の調査

■学校が調査の主体となる場合

岩手県教育委員会の指導・支援のもと、次のとおり対応する。対応の具体は文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和 6 年 8 月改訂版）」に従う。

- (1) 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、本校のいじめ対策委員会が中心となり、速やかに行う。
- (2) 対象生徒や保護者等が、第三者が調査に関わることを望んでいない場合等、特段の事情がある場合を除き、公平性・中立性を確保する観点から、第三者を加える。
- (3) 調査の際には、重大事態の性質に応じて、弁護士、医師、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等、適切な専門家を加える。
- (4) 調査においては、いじめの事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。特に、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- (5) 調査結果は岩手県教育委員会を通じて知事に報告する。
- (6) いじめを受けた生徒及びその保護者等に対し、調査によって明らかとなった事実関係

について、関係者の個人情報に配慮しながら、経過報告を含め、適時・適切な方法により情報提供する。

(7) いじめを受けた生徒及びその保護者等の意向に配慮したうえで、保護者等説明会等により、適時・適切にすべての保護者等に説明するとともに、解決に向けて協力を依頼する。

(8) いじめ対策委員会の対応についても事実関係を明らかにし、再発防止策をまとめ、教職員全員で取り組む。

■岩手県教育委員会が調査の主体となる場合

設置者の指示のもと、資料の提出等、調査に協力する。

VI 学校評価

いじめの把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の具体的な取組状況や達成状況を評価する。

(1) いじめの未然防止に係る取組に関すること

(2) いじめの早期発見に係る取組に関すること

VII その他

1 校務の効率化

教職員が生徒と向き合い、いじめ防止等に適切に取り組めるよう、校務分掌を適正化し、組織体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

2 家庭や地域、関係機関等との連携について

いじめ防止等に係る方針及び取組について、保護者等及び地域の関係団体と教職員が協議する機会を設定するとともに、学校運営協議会等を活用するなどして、いじめの問題に対する理解と協力を得る。また、より多くの大人が生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校、家庭及び地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

令和7年1月31日改定